

医療法人かんど会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

●計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

●当法人の課題

部署によって有給休暇の取りやすい部署と取りにくい部署が存在する。
有給休暇を積極的に取らない職員が一部存在する。

●目標

有給休暇の年間取得日数を各自7日以上とる（付与日数10日以上の職員）

●取組内容

各自2ヵ月のうちに最低1日は有給休暇を取れるようなシフトを組めるよう努める。
有給休暇の取得状況を定期的に各部署に報告。
有給休暇の取得日数が少ない職員に対して面談を実施。
家族（1名）の誕生日に有給休暇が1日取れるように推進、配慮する。

令和4年4月1日
医療法人かんど会